

平成二年政令第二百三十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

- 一 三〇〇アセチル七・八―ジヒドロ七₂―（一）（R）―ヒドロキシ―メチルブチル―一六〇〇―メチル六・十四―エンド―エテノモルヒネ（別名アセトルフィン）及びその塩類
- 二 N―（アダマンタン―一―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 四 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ブチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 五 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（四―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 六 三―（二―アミノブチル）インドール（別名エトリプタミン）及びその塩類
- 七 二―アミノプロピオフェノン及びその塩類
- 八 三―（二―アミノプロピル）インドール及びその塩類
- 九 N―（―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十 N―（―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（四―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十一 N―（―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十二 二―エチルアミノ―一―フェニルプロパン―一―オン及びその塩類
- 十三 二―（エチルアミノ）―一―フェニルヘキサ―一―オン（別名N―エチルヘキセドロン）及びその塩類
- 十四 二―（エチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類
- 十五 二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ブタン―一―オン及びその塩類
- 十六 二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類
- 十七 二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）ペンタン―一―オン及びその塩類
- 十八 二―（エチルアミノ）―一―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類
- 十九 N―（―二―（二―（四―エチル―五―オキソ―二―テトラゾリン―一―イル）エチル）―四―（メトキシメチル）―四―ビペリジル）プロピオンアニリド（別名アルフェンタニル）及びその塩類
- 二十 四―エチル―二・五―ジメトキシ―一―メチルフェネチルアミン（別名DOET）及びその塩類
- 二十一 二―（四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類
- 二十二 N―エチル―一―フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類
- 二十三 N―エチル―一―メチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名N―エチルMDA）及びその塩類

- 二十四 二―（四―エトキシベンジル）―一―五―ニトロ―一―（二―（ピロリジン―一―イル）エチル）ベンゾイミダゾール及びその塩類
- 二十五 （五R）―一―四・五―エポキシ―一―六―メトキシ―一―七―メチル―六・七・八・十四―テトラデヒドロモルヒナル―三―オール（別名オリパビン）及びその塩類
- 二十六 キノリン―一―イル―一―（五―フルオロペンチル）―一―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類
- 二十七 一―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類
- 二十八 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- 二十九 一―（三―クロロフェニル）ピペラジン及びその塩類
- 三十 二―（二―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類
- 三十一 一―（四―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン（別名四―C MC）及びその塩類
- 三十二 一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―（二―オキソ―三―プロピオニル）―一―ペンゾイミダゾール（別名ベジトラミド）及びその塩類
- 三十三 一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―（二―ビペリジン）ビペリジン―四―カルボン酸アミド（別名ピリトラミド）及びその塩類
- 三十四 一―（三―シアノ―三・三―ジフェニルプロピル）―四―フェニルピペリジン―四―カルボン酸（別名ジフェノキシ）及びその塩類
- 三十五 一―（四―シアノブチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N・N―ジアリル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類
- 三十七 三―（二―（ジイソプロピルアミノ）エチル）―一―五―メトキシインドール及びその塩類
- 三十八 一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―一―五―ニトロベンゾイミダゾール及びその塩類
- 三十九 三―（二―（ジエチルアミノ）エチル）インドール（別名DET）及びその塩類
- 四十 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（四―エトキシベンジル）ベンゾイミダゾール及びその塩類
- 四十一 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―一―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンゾイミダゾール及びその塩類
- 四十二 一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―メトキシベンジル）―一―五―ニトロベンゾイミダゾール及びその塩類
- 四十三 一―シクロヘキシル―四―（二・二―ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類
- 四十四 三・四―ジクロロ―N―（二―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル）メチル―ベンゾアミド及びその塩類
- 四十五 三・四―ジクロロ―N―（二―（ジメチルアミノ）シクロヘキシル）―N―メチルベンゾアミド及びその塩類
- 四十六 シス―二―アミノ―四―メチル―五―フェニル―二―オキサゾリン（別名四―メチルアミノレクス）及びその塩類
- 四十七 ジヒドロコデイノン―一―六―（カルボキシメチル）オキシム（別名コドキシム）及びその塩類
- 四十八 七―（十・十一―ジヒドロ―五H―ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン―五―イル）アミノ）ヘプタン酸（別名アミネプチン）及びその塩類
- 四十九 七・八―ジヒドロ―七₂―（二―（R）―ヒドロキシ―一―メチルブチル）―一―六・十―エンド―エタノテトラヒドロオリパビン（別名ジヒドロエトルフィン）及びその塩類

九十八 N—(四—フルオロフェニル) —N—(一—フェネチルピペリジン—四—イル) ブタン
 アミド及びその塩類
 九十九 N—(二—フルオロフェニル) —N—(一—フェネチルピペリジン—四—イル) プロパ
 ンアミド及びその塩類
 百一 (四—フルオロフェニル) プロパン—二—アミン及びその塩類
 百一 N—(四—フルオロフェニル) —二—メチル—N—(一—フェネチルピペリジン—四—イ
 ル) プロパンアミド及びその塩類
 百二 N—(二—フルオロフェニル) —二—メトキシ—N—(一—フェネチルピペリジン—四—
 イル) アセトアミド及びその塩類
 百三 四—フルオロ—N—(一—フェネチル—四—ピペリジル) プロピオンアニリド (別名パラ
 フルオロフェンタニル) 及びその塩類
 百四 「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インドール—三—イル」 (二・二・三・三—テト
 ラメチルシクロプロパン—一—イル) メタノン及びその塩類
 百五 「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インドール—三—イル」 (ナフタレン—一—イ
 ル) メタノン及びその塩類
 百六 「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インドール—三—イル」 (四—メチルナフタレン
 —一—イル) メタノン及びその塩類
 百七 二—(四—プロモ—二・五—ジメトキシフェニル) —N—(二—メトキシベンジル) エタ
 ンアミン及びその塩類
 百八 四—プロモ—二・五—ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類
 百九 四—プロモ—二・五—ジメトキシ— ρ —メチルフェネチルアミン (別名プロランフェタミ
 ン) 及びその塩類
 百十 一—(一—「二—(四—プロモフェニル) エチル」ピペリジン—四—イル) —一・三—ジ
 ヒドロ—二—H—ベンゾ「d」イミダゾール—二—オン及びその塩類
 百十一 六・七・八・九・十・a—ヘキサヒドロ—六・六—ジメチル—九—メチレン—三—
 ペンチル—六—H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名デルタ九 (十一) テトラヒド
 ロカンナピノール) 及びその塩類
 百十二 三—ヘキシル—七・八・九・十—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六—H—ジベ
 ンゾ「b・d」ピラン—一—オール (別名パラヘキシル) 及びその塩類
 百十三 一—ベンジルピペラジン及びその塩類
 百十四 (二—ベンチル—一—H—インドール—三—イル) (二・二・三・三—テトラメチルシクロ
 プロパン—一—イル) メタノン及びその塩類
 百十五 五—ペンチル—二—(二—フェニルプロパン—二—イル) —二・五—ジヒドロ—H—
 ピリド「四・三—b」インドール—一—オン及びその塩類
 百十六 二—(メチルアミノ) —一—フェニルプロパン—一—オン (別名メトカチノン) 及びそ
 の塩類
 百十七 二—(メチルアミノ) —一—フェニルペンタン—一—オン及びその塩類
 百十八 二—(メチルアミノ) —一—(三—メチルフェニル) プロパン—一—オン及びその塩類
 百十九 二—(メチルアミノ) —一—(四—メチルフェニル) プロパン—一—オン及びその塩類
 百二十 二—メチルアミノ—一—(三・四—メチレンジオキシフェニル) プロパン—一—オン及
 びその塩類
 百二十一 N—メチル— ρ —エチル—三・四—(メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名M
 BDB) 及びその塩類
 百二十二 メチル—二—「二—(シクロヘキシルメチル) —一—H—インドール—三—カルボキサ
 ミド」—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 百二十三 メチル—三・三—ジメチル—二—「二—(ベンタ—四—エン—一—イル) —一—H—イ
 ンダゾール—三—カルボキサミド」ブタノアート及びその塩類

百二十四 N—(一—「二—メチル—二—(二—チエニル) エチル」—四—ピペリジル) プロピ
 オンアニリド (別名アルファメチルチオフェンタニル) 及びその塩類
 百二十五 N—(三—メチル—一—「二—(二—チエニル) エチル」—四—ピペリジル) プロピ
 オンアニリド (別名三—メチルチオフェンタニル) 及びその塩類
 百二十六 N—メチル—一—(チオフェン—二—イル) プロパン—二—アミン及びその塩類
 百二十七 (四—メチルナフタレン—一—イル) (二—ベンチル—一—H—インドール—三—イル)
 メタノン及びその塩類
 百二十八 N—(二—メチル—二—(ピペリジノエチル) —N—二—ピリジルプロピオンアミ
 ド (別名プロピラム) 及びその塩類
 百二十九 一—メチル—四—フェニル—四—ピペリノールプロピオン酸エステル (別名MPP
 P) 及びその塩類
 百三十 一—メチル—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸 (別名ベチジン中間体C) 及び
 その塩類
 百三十一 四—メチル—一—フェニル—二—(ピロリジン—一—イル) ペンタン—一—オン及び
 その塩類
 百三十二 一—「二—メチル—四—(三—フェニルプロバ—二—エン—一—イル) ピペラジン—
 一—イル」ブタン—一—オン及びその塩類
 百三十三 N—(二— ρ —メチルフェネチル) —四—ピペリジル」アセトアニリド (別名アセ
 チル—アルファ—メチルフェンタニル) 及びその塩類
 百三十四 N—(一— ρ —メチルフェネチル) —四—ピペリジル」プロピオンアニリド (別名
 アルファ—メチルフェンタニル) 及びその塩類
 百三十五 N—(三—メチル—一—フェネチル—四—ピペリジル) プロピオンアニリド (別名三
 —メチルフェンタニル) 及びその塩類
 百三十六 メチル—一—フェネチル—四—(N—フェニルプロパンアミド) ピペリジン—四—カ
 ルボキシラート及びその塩類
 百三十七 メチル—二—「二—(四—フルオロブチル) —一—H—インダゾール—三—カルボキサ
 ミド」—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 百三十八 メチル—二—「二—(四—フルオロベンジル) —一—H—インダゾール—三—カルボキ
 サミド」—三—メチルブタノアート及びその塩類
 百三十九 メチル—二—「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インダゾール—三—カルボキ
 サミド」—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 百四十 メチル—二—「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インダゾール—三—カルボキサ
 ミド」—三—メチルブタノアート及びその塩類
 百四十一 メチル—二—「二—(五—フルオロペンチル) —一—H—インドール—三—カルボキサ
 ミド」—三・三—ジメチルブタノアート及びその塩類
 百四十二 ρ —メチル—四—メチルチオフェネチルアミン (別名四—MTA) 及びその塩類
 百四十三 四—メチル—五—(四—メチルフェニル) —四・五—ジヒドロオキサゾール—二—ア
 ミン及びその塩類
 百四十四 N—メチル—N—(二—(三・四—メチレンジオキシフェニル) プロパン—二—イ
 ル) ヒドロキシルアミン及びその塩類
 百四十五 ρ —メチル—三・四—(メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名MDA) 及びそ
 の塩類
 百四十六 N—(二—メチル—三・四—(メチレンジオキシ) フェネチル) ヒドロキシルアミン
 (別名N—ヒドロキシMDA) 及びその塩類
 百四十七 一—(三・四—メチレンジオキシフェニル) —二—(ピロリジン—一—イル) ペンタ
 ン—一—オン及びその塩類

- 三十六 八―クロロ―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名エスタゾラム)及びその塩類
- 三十七 三―(二―クロロフェニル)―二―メチル―四(三H)―キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
- 三十八 六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―八―ニトロ―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
- 三十九 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル(別名ロフラゼブ酸エチル)及びその塩類
- 四十 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―(二・二・二―トリフルオロエチル)―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン(別名クアゼパム)及びその塩類
- 四十一 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルジアゼパム)及びその塩類
- 四十二 八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四H―イミダゾ〔二・五―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその塩類
- 四十三 八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四H―〔二・二・四〕トリアゾロ〔四・三―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
- 四十四 N―(三―クロロプロピル)―一―メチルフェネチルアミン(別名メフェノレクス)及びその塩類
- 四十五 八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕―ベンゾジアゼピン(別名アルブラゾラム)及びその塩類
- 四十六 七―クロロ―一―メチル―五―フェニル―H―一・五―ベンゾジアゼピン―二・四(三H・五H)―ジオン(別名クロバザム)及びその塩類
- 四十七 五・五―ジアルバルビツール酸(別名アロバルビタル)及びその塩類
- 四十八 二―(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフェプラモン)及びその塩類
- 四十九 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン(別名メチプリロン)及びその塩類
- 五十 二―一―シクロプロピル―七―e―(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル―六・十四―エンド―エタノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリパビン(別名ブレンロフィン)及びその塩類
- 五十一 五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―五―エチルバルビツール酸(別名シクロバルビタル)及びその塩類
- 五十二 三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七―(二―(e―メチルフェネチル)アミノ)エチル―一―H―プリン―二・六―ジオン(別名フェネチリン)及びその塩類
- 五十三 一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ニメタゼパム)及びその塩類
- 五十四 一・一―ジフェニル―一―(二―ピペリジル)メタノール(別名ピプラドロール)及びその塩類
- 五十五 二―〔ジフェニルメチル〕スルフィニル〕アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
- 五十六 N・e―ジメチルシクロヘキサニルアミン(別名プロピルヘキセドリン)及びその塩類
- 五十七 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン及びその塩類
- 五十八 三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン及びその塩類
- 五十九 r・r―ジメチルフェネチルアミン(別名フェンテルミン)及びその塩類
- 六十 N・N・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ〔一・二―a〕ピリジン―三―アセタミド(別名ゾルピデム)及びその塩類

- 六十一 一―(四―トリル)―二―(二―ピロリジニル)―一―ペンタノン(別名ピロバレロ)及びその塩類
 - 六十二 トレオ―二―アミノ―一―フェニルプロパン―一―オール(左旋性のものを除く。)及びその塩類
 - 六十三 五―ブチル―五―エチルバルビツール酸(別名ブトバルビタル)及びその塩類
 - 六十四 五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルニトラゼパム)及びその塩類
 - 六十五 七―プロモ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン及びその塩類
 - 六十六 二―プロモ―四―(二―クロロフェニル)―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔二・四〕ジアゼピン(別名プロチゾラム)及びその塩類
 - 六十七 七―プロモ―一・三―ジヒドロ―五―(二―ピリジル)―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プロマゼパム)及びその塩類
 - 六十八 十―プロモ―十一―b―(二―フルオロフェニル)―二・三・七・十一―b―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―d〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名ハロキサゾラム)及びその塩類
 - 六十九 八―プロモ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
 - 七十 N―ベンジル―N・e―ジメチルフェネチルアミン(別名ベンツフェタミン)及びその塩類
 - 七十一 二―メチル―三―(二―トリル)―四(三H)―キナゾリノン(別名メタカロン)及びその塩類
 - 七十二 三―メチル―二―フェニルモルフォリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
 - 七十三 三―(e―メチルフェネチル)アミノ)プロピオニトリル(別名フェンプロレクス)及びその塩類
 - 七十四 三―(e―メチルフェネチル)―N―(フェニルカルバモイル)シドノイミン(別名メソカルプ)及びその塩類
 - 七十五 五―(二―メチルブチル)―五―ビニルバルビツール酸(別名ビニルビタル)及びその塩類
 - 七十六 二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル(別名メプロバメート)及びその塩類
 - 七十七 メチル||三―(四S)―八―プロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四H―イミダゾ〔一・二―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン―四―イル)プロパノエイト(別名レミマゾラム)及びその塩類
 - 七十八 e―(e―メトキシベンジル)―四―(e―メトキシフェネチル)―一―ピペラジンエタノール(別名ジペプロール)及びその塩類
- 第四条** 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。
(麻薬向精神薬原料)
- 一 N―アセチルアントラニル酸及びその塩類
 - 二 四―アニリノピペリジン及びその塩類
 - 三 四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン及びその塩類
 - 四 イソサフロール
 - 五 塩酸
 - 六 過マンガン酸カリウム
 - 七 サフロール
 - 八 一―ジメチルエチル||四―アニリノピペリジン―一―カルボキシラート及びその塩類
 - 九 トルエン

- 十 ピペロナル
- 十一 N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
- 十二 1-フェニルピペリジン-4-オン及びその塩類
- 十三 メチルエチルケトン
- 十四 メチルニ-メチルニ-三-(三・四-メチレンジオキシフェニル)-オキシランニ-カルボキシラート及びその塩類
- 十五 ニ-メチルニ-三-(三・四-メチレンジオキシフェニル)-オキシランニ-カルボン酸及びその塩類
- 十六 三・四-メチレンジオキシフェニルニ-プロパノン
- 十七 硫酸

附 則

1 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(平成二年法律第三十三号)(同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。

2 麻薬を指定する政令(昭和三十八年政令第三百二十七号)は、廃止する。

附 則 (平成二年一〇月二三日政令第三二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三一九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成七年九月二七日政令第三四三三号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中麻薬及び向精神薬取締法施行令第九条の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に存するニ-プロモ-四-(ニ-クロロフェニル)-九-メチル-六H-1-チエノ〔三・ニ-f〕-1-ストリアゾロ〔四・三-a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名プロチゾラム)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(次項において「プロチゾラム等」という。)であつて容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

3 この政令の施行の際現に存するプロチゾラム等を使用される容器又は被包が、この政令の施行の日から一年以内で使用される場合には、当該容器又は被包に収められたプロチゾラム等については、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

附 則 (平成一〇年六月二二日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年六月一六日政令第一八六号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二二日政令第四三〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月二六日政令第三三三四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年五月七七日政令第一六九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一八日政令第四一五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一八日政令第五二二号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二三日政令第五九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条第九号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一三日政令第二九三三号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第六号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年二月一九日政令第三八〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一七日政令第三八五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年七月四日政令第一八三三号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一月三〇日政令第二〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二六日政令第一二八号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二〇日政令第三五五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日政令第二四八号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月二日政令第三五四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二七日政令第三三三三号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一四日政令第三〇六号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 (RS) 一六-(五-クロロピリジンニ-イル)-七-オキソ-六・七-ジヒドロ-五H-ピロロ〔三・四-b〕ピラジン-五-イルニ-メチルピラジン-ニ-カルボキシラート(別名ゾピクロン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(次項において「ゾピクロン等」という。)並びに四-(ニ-クロロフェニル)-ニ-エチル-九-メチル-六H-チエノ〔三・ニ-f〕〔一・ニ・四〕トリアゾロ〔四・三-a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名エチゾラム)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(同項において「エチゾラム等」という。)であつてこの政令の施行の際現に容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

3 ゾピクロン等及びエチゾラム等を使用される容器又は容器的直接の被包であつてこの政令の施行の際現に存するものが、この政令の施行の日から一年以内で使用される場合には、ゾピクロン等及びエチゾラム等であつて当該容器又は容器的直接の被包が使用されるものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

- 附 則 (平成二九年七月二六日政令第二〇四号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成三〇年六月二〇日政令第一八七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和元年六月二八日政令第四七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和元年二月一八日政令第一九一号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和二年七月八日政令第二二〇号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和三年九月八日政令第二五〇号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和四年七月二七日政令第二五五号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附 則 (令和五年八月三〇日政令第二六七号)
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。